

新規制火災防護設備における日本フェンオール株式会社が製造した  
不適切品の取替について

1. 概要

新規制基準で要求される火災防護設備について、不適切品の全てを消防法に基づく検定品へ取り替えることとする。

2. 不適切な内容ならびに設置数

日本フェンオール株式会社（以下、フェンオールという）が製造した火災感知のための定温式スポット型感知器（以下、感知器）及び中継器において、日本消防検定協会での型式承認取得時に申請した部品（CPU）と異なる部品を使用していた。

表1. 新規制火災防護設備における不適切品の設置数（単位：個）

新規制火災防護設備対象プラント	不適切感知器	不適切中継器
柏崎刈羽原子力発電所 7号機	1 1 7 3	1 2 7 8
柏崎刈羽原子力発電所 6号機	2 7 1	4

3. 取替品について

取替品については以下を確認した。

- ・公的な検査機関での試験に合格した検定品であることを証明するシールが貼りつけられていること
- ・「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」の要求および設計及び工事計画の記載事項を満足するものであること

4. 今後の対応

以上より、柏崎刈羽原子力発電所7号機においては、2022年9月末目途で不適切品を取り替え、その後使用前事業者検査を実施する。

以上